

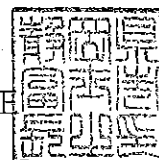


富士市告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更することについて、同条第2項の規定により告示する。

令和2年7月1日

富士市長 小長井 義 正



大字依田橋字三ツ又に編入する区域

大字依田橋字三ツ又772番、31番1、31番2、31番3、6番1、6番2、6番3、6番7、7番1、7番2、7番3及び7番4の地先公有水面埋立地
18,151.00平方メートル

議第72号

字の区域の変更について

本市区域内の字の区域を次のとおり変更することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき議決を求める。

令和2年6月15日提出

富士市長 小長井 義正

記

大字依田橋字三ツ又に編入する区域

大字依田橋字三ツ又772番、31番1、31番2、31番3、6番1、6番2、6番3、6番7、7番1、7番2、7番3及び7番4の地先公有水面埋立地
18,151.00平方メートル

令和2年6月24日 原案可決

富士市議会議長 一条義浩

上記謄本也

令和2年6月24日

富士市議会議長 一条義浩



決 定 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、
本市内の字の区域を下記のとおり変更する。

令和2年7月1日

富士市長 小長井 義 正



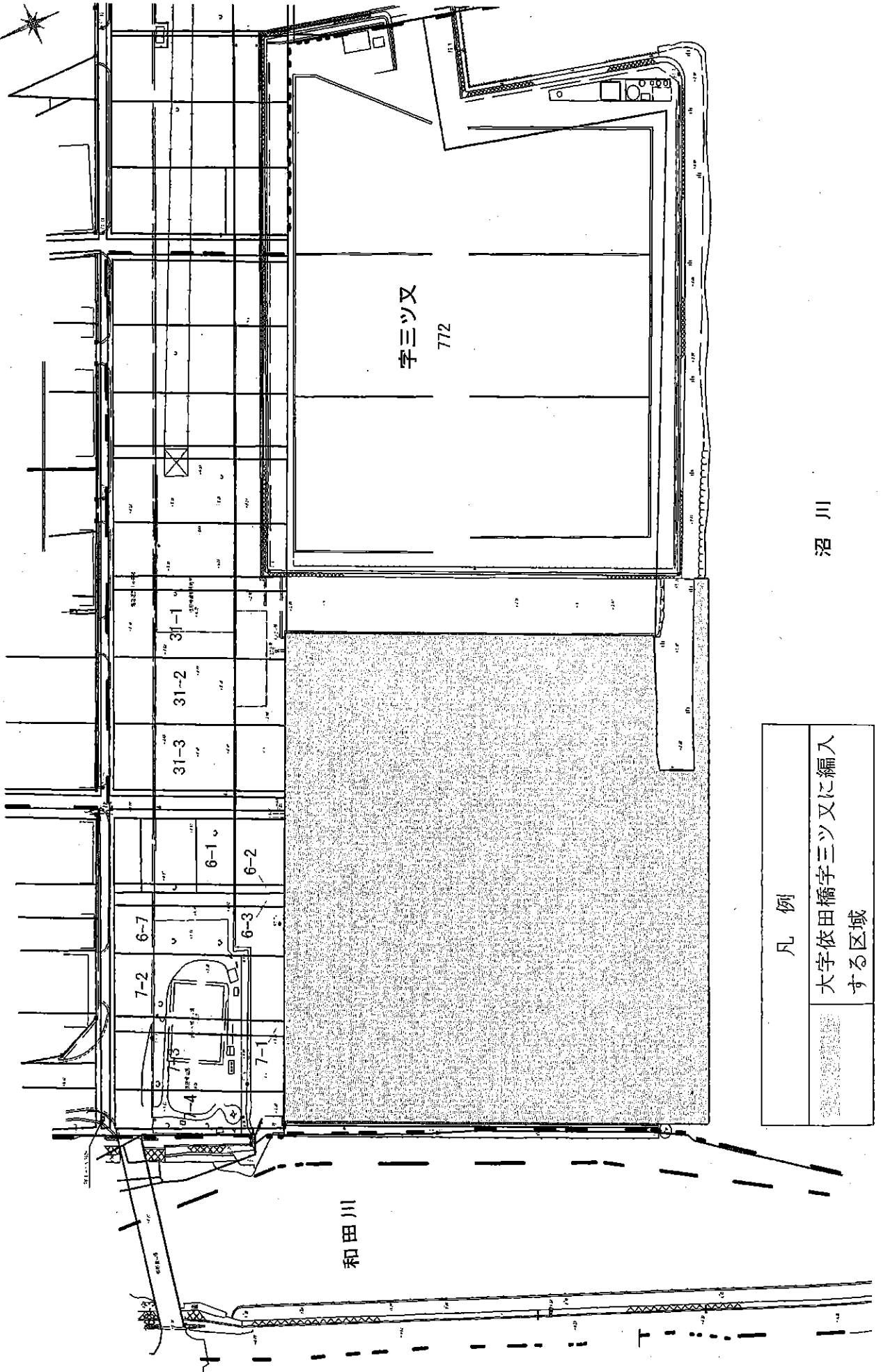
記

大字依田橋字三ツ又に編入する区域

大字依田橋字三ツ又772番、31番1、31番2、31番3、6番1、
6番2、6番3、6番7、7番1、7番2、7番3及び7番4の地先公有
水面埋立地

18,151.00平方メートル

大字依田橋字三ツ又に編入する区域



沼 川

凡 例

大字依田橋字三ツ又に編入
する区域